

令和7年度 水 質 検 査 計 画

はじめに

十日町市上下水道局では、市内に供給している水道水について、水道法の水質基準に適合し、かつ安全で良質な水道水質を維持するための指針として「令和7年度水質検査計画」を策定いたしました。

今後、この水質検査計画並びに水質検査結果を市民の皆様にお知らせすることにより、水道水が安全で良質であることをご理解いただき、より一層安心してお使い頂けるよう適正な水質管理に努めていきます。

〔 水質検査計画の内容 〕

1. 水質検査計画に関する基本方針
2. 水道事業の概要
3. 原水及び水道水の水質状況
4. 水質検査体制及び検査方法
5. 水質検査項目及び検査頻度
6. 水質検査地点
7. 臨時水質検査
8. 水質検査計画及び検査結果の公表
9. 関係機関との連携

十日町市 上下水道局 上下水道課

1. 水質検査計画に関する基本方針

- (1) 水質検査の対象は、原則として十日町市の上水道及び簡易水道並びに小規模水道の各浄水場から市内の給水栓に供給される水道水及びその原水とします。
- (2) 水道法で検査が義務付けられる各配水系（浄水場ごとに定めた水道水の系統）の水道水の他に、水質汚染を監視する目的で各配水系の原水の検査も行います。
- (3) 水道水の検査地点は原則として各配水系 1 箇所とし、広範な配水区域を有する配水系では複数の検査地点を設け水質保全に努めます。
- (4) 検査項目は、①毎日検査項目、②水質基準項目（水道法で検査が義務づけられている項目）とし、この他に水質管理目標設定項目や農薬、クリプトスポリジウム等、原水の汚染の監視を目的とした検査も実施します。
- (5) 水質汚濁事故等のように水道法の水質基準を維持することが危ぶまれる事態においては速やかに臨時の水質検査を実施します。

2. 水道事業の概要

十日町市の水道事業は、平成 17 年 4 月 1 日に 5 市町村が合併し、上水道 2 地区、簡易水道 36 地区、小規模水道 3 地区、飲料水供給施設 3 地区に水道水を供給しています。

(1) 十日町地域上水道

十日町地域の上水道事業は、昭和 31 年に計画給水人口 20,000 人で認可され、翌年 12 月に給水を開始しました。

上水道は、十日町橋に近い信濃川河畔に設置した井戸を水源として、ポンプで配水池へ送水して自然流下で各戸に給水しています。

昭和 40 年に水需要の増大に対処するため第 1 期拡張事業を実施し、水源井を増設しました。引き続き、昭和 41 年からは中条及び川治地区への給水区域拡大等のために第 2 期拡張事業を行い、配水池、水源井増設及び配水管等の整備を実施しました。さらに、昭和 52 年から平成 7 年には給水人口の増加や生活環境の変化、産業の発展等による水需要の増大に対応するため第 3 期拡張事業を実施し、配水池、水源井増設及び配水管網の整備並びに老朽施設・老朽管の更新整備を進めました。

また、長期的な視野に立った災害時に対応できる施設更新を目指し、平成 18 年に策定した耐震化計画と、平成 20 年度に策定した「十日町市地域水道ビジョン」に基づき整備を進めています。中でも十日町浄水場の改築は緊急を要する課題であり、平成 24 年度に改築事業の実施設計を行い、平成 25 年度に工事着工し、平成 30 年度に第 1 期工事が完了しました。

(2) 十日町地域簡易水道

十日町地域の簡易水道は、昭和 36 年に野中地区及び安養寺地区に開設し、翌年当間地区をはじめ吉田・北原・馬水・下条地区と施設整備を進め、給水を開始してきました。

昭和 49 年には新水地区、江道猿倉地区の新設にあわせて使用料を上水道と同一料金に設定しました。その後、平成 4 年度に関浅地区を上水道区域に編入、平成 8 年度には八箇地区の給水開始、平成 11 年度に水沢南部地区の給水を開始、平成 17 年度に津池地区小規模水道を江道猿倉地区簡易水道に編入、平成 25 年度末には東下組地区簡易水道への二子地区簡易水道の統合により、現在は簡易水道 21 施設、小規模水道 1 施設となっています。

（３）川西地域上水道

川西地域の上水道の創設事業である千手簡易水道は、昭和 44 年に計画給水人口 3,300 人で認可され、水口沢地内に設置した深井戸を水源として、昭和 45 年 4 月より千手地区に給水を開始しました。昭和 49 年には新たに上野地区を給水区域に含め、計画給水人口 5,800 人の川西町上水道事業がスタートしました。

昭和 54 年に増大する水需要に対応するため、計画給水人口を 6,500 人とする第 1 次拡張事業を開始し、水源の増強や管路網の整備を実施しました。引き続き、昭和 58 年から中仙田・赤岩・田戸の 3 簡易水道を統合し、計画給水人口を 7,600 人とする第 2 次拡張事業を実施しました。

昭和 62 年からは、第 3 次拡張事業を実施し、橘・木落の 2 簡易水道を統合し、計画給水人口を 8,400 人とするとともに、従来の水源井戸を廃止して、新たな水源として上新井地内の信濃川左岸に 3 本の井戸を新設しました。平成 2 年に三領・小根岸集落に給水を開始し、平成 4 年には千手浄水場内に高度処理設備を設け、更なる水質の改善を図っています。

平成 27 年には、5 本目の井戸を千手浄水場内に掘削し、水源の増強を図りました。上新井地内の 4 本の水源井戸は、ポンプ施設により千手浄水場に送水され、ここで浄水された後、各地区の配水池に送水して自然流下で各戸に給水しています。

令和 3 年度に室島・白倉の 2 簡易水道を統合し、川西地域は上水道のみとなりました。

（４）中里地域簡易水道

中里地域の簡易水道は、倉俣・芋川地区簡易水道が昭和 35 年に給水を開始し、その後昭和 37 年に東田尻地区、昭和 39 年に程島地区、昭和 41 年に中心部である中里中央地区、昭和 45 年に貝野地区、さらに昭和 46 年に市之越地区と清田山地区の簡易水道がそれぞれ給水を開始しました。

平成 15 年には、水道未普及地域である重地地区が簡易水道の認可を受けて工事を行い、平成 18 年 8 月から給水可能になりました。

平成 19、20 年度には東田尻地区簡易水道の区域拡張工事により西田尻地区、平成 21、22 年度には馬水地区簡易水道の区域拡張により東田沢地区への給水を開始しました。平成 26 年度には中里中央地区簡易水道の区域拡張により程島地区簡易水道が統合され、平成 30 年度には清津峡地区の未普及解消のため中里中央地区簡易水道を区域拡張し、東田尻地区簡易水道を統合するとともに、令和 5 年度には角間・葎沢地区、令和 6 年度には小出地区の供用が開始され、現在は簡易水道が 6 施設、小規模水道が 1 施設となっています。

（５）松代地域簡易水道

松代地域の簡易水道は、昭和 36 年に松代地区を給水区域として松代簡易水道が創設されました。その後、昭和 42 年度、昭和 48 年～51 年度、昭和 56 年～58 年度、昭和 60 年度及び平成 4 年～12 年度に事業拡張により施設の改善を行い、平成 8 年度には完成した城川ダムの完成に伴い水道用水を取水し、平成 14 年度には峠地区簡水を統合しました。

海老地区簡易水道は、海老地区を給水区域として昭和 53 年 12 月に、伊沢地区簡易水道は孟地、芋島地区を給水区域として平成 6 年 4 月に給水を開始しました。

そのほか昭和 63 年 12 月に給水開始した池之畑地区飲料水供給施設、平成 13 年 4 月に給水開始した滝沢地区小規模水道があります。

現在、簡易水道が 3 施設、小規模水道、飲料水供給施設が各 1 施設となっています。

（６）松之山地域簡易水道

松之山地域の簡易水道は、昭和 34 年に湯本簡易水道で給水を開始し、その後、昭和 38 年に松之山簡易水道、昭和 41 年に湯山簡易水道、昭和 53 年に松里簡易水道、昭和 55 年に川手簡易水道、昭和 56 年に松口簡易水道・湯之島簡易水道、昭和 57 年に浦田第 1 簡易水道、平成 8 年に西浦田簡易水道と続いて給水を開始してきました。また、飲料水供給施設を平成 4 年に上鰯池地区、平成 6 年に田麦立地区に整備してきました。

その後、平成 9 年～11 年に松里簡易水道を拡張、布川地区に給水を開始し、平成 18 年には水道未普及地域の中尾地区にも給水を開始、平成 19 年～20 年に湯本簡易水道を拡張して上湯地区に給水を開始しました。平成 13～16 年に松之山、湯山、川手及び松口を統合し、松之山簡易水道となり兎口地区への給水を開始しています。現在は簡易水道が 6 施設、飲料水供給施設が 2 施設となっています。

今後は、耐震管の布設及び機器等の更新整備を行っていきます。

(8) 施設の概要

上水道地区		給水開始 年月日	計画給水人口 (人)	計画一日最大 給水量 (m ³)	水 源	浄水場	浄水処理方法
十日町 地域	第1配水系	S32.12.5	31,800	17,000	浅井戸×1	十日町浄水場	塩素消毒
	第2配水系				浅井戸×2		塩素消毒
	関浅配水系				深井戸×1		塩素消毒
	第3配水系				浅井戸×1 深井戸×7		急速ろ過、塩素消毒
川西地域		S45.4.1	8,400	4,058	深井戸×5	千手浄水場	生物処理、急速ろ過 塩素消毒
計			40,200	21,058	浅井戸×4 深井戸×13		

簡易水道地区		給水開始 年月日	計画給水人口 (人)	計画一日最大 給水量 (m ³)	水 源	浄水場	浄水処理方法
池沢地区		S36.9.20	310	154.0	深井戸×1	池沢浄水場	塩素消毒
当間地区		S37.12.10	200	30.0	深井戸×1	当間浄水場	塩素消毒
吉田 地区	小泉配水系	S38.12.1	1,425	481.0	深井戸×1	浅河原浄水場	急速ろ過、塩素消毒
	樽沢配水系				深井戸×1	樽沢浄水場	急速ろ過、塩素消毒
北原地区		S38.12.25	410	167.0	深井戸×1	北原浄水場	急速ろ過、塩素消毒
馬水 地区	馬場配水系	S41.2.20	1,640	744.0	深井戸×1	馬場浄水場	塩素消毒
	水沢配水系				深井戸×2	水沢浄水場	急速ろ過、塩素消毒
下条地区		S43.4.1	3,690	1,290.0	深井戸×2	下条第1浄水場 下条第2浄水場	急速ろ過、塩素消毒
赤倉地区		S45.6.6	220	34.0	深井戸×1	赤倉浄水場	急速ろ過、塩素消毒
水沢中 央地区	低区配水系	S46.3.10	4,040	1,375.0	深井戸×1	水沢中央第1浄水場	塩素消毒
	高区配水系				深井戸×2	水沢中央第2浄水場	塩素消毒
姿安養寺地区		S46.12.10	700	105.0	深井戸×1	姿安養寺浄水場	塩素消毒
飛二地区		S49.1.10	126	39.5	深井戸×1	飛二浄水場	急速ろ過、塩素消毒
新水地区		S50.1.10	300	58.5	深井戸×1	新水浄水場	ばっ気、凝集沈殿、 急速ろ過、塩素消毒
江道猿倉地区		S49.12.1	270	81.0	深井戸×1	江道猿倉浄水場	急速ろ過、塩素消毒
魚之田川地区		S54.11.1	150	39.0	湧水×1	魚之田川浄水場	沈殿、塩素消毒
鯉島地区		S55.1.10	1,600	345.1	浅井戸×1	鯉島浄水場	塩素消毒
名ヶ山地区		S55.12.15	320	70.0	湧水×2	名ヶ山浄水場	塩素消毒
轟木地区		S56.2.20	204	58.9	深井戸×1	轟木浄水場	塩素消毒
六箇地区		S57.2.12	650	139.2	深井戸×1	六箇浄水場	塩素消毒
真田地区		S60.1.4	390	85.3	深井戸×1	真田浄水場	凝集沈殿、急速ろ過、 塩素消毒
東下組地区		H26.3.31	274	90.0	深井戸×2	二子浄水場	急速ろ過、塩素消毒
八箇地区		H9.4.1	430	134.3	深井戸×1	八箇浄水場	急速ろ過、塩素消毒
水沢南部地区		H11.4.1	365	111.0	深井戸×1	水沢南部浄水場	塩素消毒

簡易水道地区		給水開始 年月日	計画給水人口 (人)	計画一日最大 給水量 (m ³)	水 源	浄水場	浄水処理方法
中里中 央地区	山崎配水系	S41.4.1	3,475	2,174.0	浅井戸×1 深井戸×1	山崎浄水場	塩素消毒
	如来寺配水系				深井戸×2	低区浄水場	塩素消毒
	低区配水系						
	高区配水系				湧水×2	東田尻浄水場	紫外線処理、塩素消毒
	程島配水系					西方浄水場	塩素消毒
	角間配水系						
	東田尻配水系				湧水×2		
西方配水系							
市之越地区		S46.11.20	120	62.0	湧水×1	市之越浄水場	塩素消毒
貝野地区		S45.4.1	930	560.0	深井戸×2	貝野浄水場	急速ろ過、塩素消毒
倉俣・芋川地区		S35.12.1	460	302.5	深井戸×2	倉俣芋川浄水場	塩素消毒
清田山地区		S50.4.1	130	65.0	湧水×2	清田山浄水場	塩素消毒
重地地区		H18.4.1	220	66.0	深井戸×1	重地浄水場	塩素消毒
松代 地区	松代配水系	S37.9.10	3,820	1,780.0	表流水×1	室野浄水場	急速ろ過、塩素消毒
	峰方配水系				湧水×1	田沢浄水場	急速ろ過、塩素消毒
海老地区		S53.12.1	110	14.0	湧水×2	海老浄水場	塩素消毒、緩速ろ過
伊沢地区		H6.4.1	210	67.5	湧水×1	孟地浄水場	急速ろ過、塩素消毒
湯本地区		S34.12.1	222	410.2	浅井戸×2 湧水×2	湯本浄水場	急速ろ過、紫外線処理 塩素消毒
松之山 地区	松之山配水系	S38.7.1	1,190	743.0	浅井戸×2 表流水×1	松之山浄水場	急速ろ過、塩素消毒
	川手配水系				浅井戸×2	川手浄水場	塩素消毒
	湯山配水系				浅井戸×5	湯山浄水場	急速ろ過、塩素消毒
松里地区		S53.4.1	923	484.4	表流水×2	松里浄水場	緩速ろ過、膜ろ過、 塩素消毒
湯之島地区		S56.4.1	251	114.7	湧水×2	湯之島浄水場	塩素消毒
浦田第一地区		S57.1.1	340	70.0	湧水×2	浦田第一浄水場	塩素消毒
西浦田地区		H8.4.1	178	93.3	湧水×2	西浦田浄水場	塩素消毒
計			30,293	12,638.4	浅井戸×12 深井戸×33 湧水×24 表流水×4		

小規模水道地区	給水開始 年月日	計画給水人口 (人)	計画一日最大 給水量 (m ³)	水 源	浄水場	浄水処理方法
上田原地区	S63.12.28	39	7.8	深井戸×1	上田原浄水場	急速ろ過、塩素消毒
倉下地区	S42.4.1	52	7.8	湧水×1	倉下浄水場	塩素消毒
滝沢地区	H13.4.1	71	38.8	湧水×1	片桐山浄水場	急速ろ過、塩素消毒
計		162	54.4	深井戸×1 湧水×2		

飲料水供給施設地区	給水開始 年月日	計画給水人口 (人)	計画一日最大 給水量 (m ³)	水 源	浄水場	浄水処理方法
池之畑地区	S63.12.1	77	19.3	湧水×1	池之畑浄水場	塩素消毒
上蝦池地区	H4.1.10	95	24.3	湧水×2	上蝦池浄水場	塩素消毒
田麦立地区	H6.12.30	78	32.1	湧水×2	田麦立浄水場	塩素消毒
計		250	75.7	湧水×5		

3. 原水及び水道水の水質状況

(1) 原水の状況

十日町市の水道水は地下水（浅井戸水・深井戸水・湧水）及び表流水を水源としています。地下水については、降雨等による濁度の上昇や生活排水・油等の流出事故による影響を受けにくい良質な水源です。一方、表流水は降雨等による影響を受ける場合があります。

(2) 水道水の状況

水道水は浄水処理により、水道法に定められる水質基準を満たしていますので、安全で良質な水です。

4. 水質検査体制及び検査方法

(1) 水質検査体制

毎日検査項目については、上水道施設運転管理業務受託者及び簡易水道管理人により行います。

水質基準項目や水質管理目標設定項目等については当該項目の検査が可能な厚生労働大臣の登録検査機関（水道法第 20 条第 3 項の規定に基づく）に委託します。

(2) 水質検査方法

水質検査方法に関しては水質基準項目及び水質管理目標設定項目の場合、国が定めた「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」（平成 15 年厚生労働省告示第 261 号）によって行うこととし、その他の項目については「浄水試験方法」（日本水道協会・編）等で行うこととします。

5. 水質検査項目及び検査頻度

(1) 毎日検査項目（別表-1-1、1-2）

給水栓（蛇口）において、毎日検査することが水道法で義務付けられている3項目の検査です。

(2) 水質基準項目（別表-1-1、1-2）

給水栓（蛇口）において、基準値以下で給水することが水道法で義務付けられている51項目の検査です。

検査頻度は項目により異なり、月1回又は年4回を原則としますが、地下水又は湧水等で検出濃度が低く、濃度変化も小さい項目については年1回とします。

(3) 水質管理目標設定項目（別表-2、3）

水質管理上留意すべきとされている27項目の検査です。水道水の安全性を確保するため、市が独自に検査を行います。

検査頻度は、特定の地域の給水栓（蛇口）において、年1回とします。

農薬類は、水源付近の使用実績などを考慮して、検査する農薬の種類を選んでいます。

検査頻度は、特定の地域の水源地（原水）において、使用量の多い5月～8月の時期に行います。

(4) 水質基準項目：原水（別表-4）

水道水の水源となる地下水、湧水及び表流水の水質状況を確認するため、市が独自に検査を行います。

検査頻度は、水源地において、年1回とします。

(5) その他検査項目（別表-4）

「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」に基づき、クリプトスポリジウム検査及び指標菌検査を行います。

6. 水質検査地点

検査地点に関しては、各配水系の末端給水栓 1 箇所を原則とし、広範な配水区域を有する配水系では複数の検査地点を設けます。（別表-5）

上水道地区		基準検査地点		毎日検査地点	
十日町地域	第 1 配水系	個人宅	寿町 4 丁目	個人宅	寿町 4 丁目
	第 2 配水系	城之古コミュニティセンター	城之古第 1	城之古コミュニティセンター	城之古第 1
	関浅配水系	事業所	関根第 2	事業所	関根第 2
	第 3 配水系	梅沢集落開発センター	梅沢	梅沢集落開発センター	梅沢
川西地域	千手配水系	木落構造改善センター	木落	木落構造改善センター	木落
	中屋敷配水系	個人宅	田戸	元町集落センター	元町
	中仙田配水系	赤岩送水ポンプ場	赤谷	赤岩送水ポンプ場	赤谷
	橋配水系	根深集落センター	根深	根深集落センター	根深
	室島配水系	個人宅	室島	室島集落センター	室島
	白倉配水系	小白倉集落センター	小白倉	小白倉集落センター	小白倉

簡易水道地区		基準検査地点		毎日検査地点	
池沢地区		野中集落センター	野中	個人宅	池沢
		個人宅	二ツ屋	個人宅	鍬柄沢
		鍬柄沢集会所	鍬柄沢	個人宅	塩ノ又
		個人宅	塩ノ又		
当間地区		個人宅	当間	個人宅	当間
吉田地区	小泉配水系	個人宅	稲葉		
	樽沢配水系	個人宅	樽沢	個人宅	樽沢
北原地区		個人宅	北原	個人宅	北原
馬水地区	馬場配水系	店舗	馬場第4	個人宅	馬場第3
		水沢集落開発センター	水沢第3	個人宅	水沢第2
	水沢配水系	個人宅	珠川	(株)当間高原リゾート様	珠川
				個人宅	東田沢
下条地区		店舗	新光寺	個人宅	上新田第1
赤倉地区		赤倉集落センター	赤倉	個人宅	赤倉
水沢中央地区	低区配水系	小黒沢集会所	小黒沢		
	高区配水系	個人宅	天池	個人宅	細尾
姿安養寺地区		安養寺ふれあいセンター	安養寺	個人宅	姿第1
				個人宅	安養寺
飛二地区		個人宅	山新田	個人宅	山新田
新水地区		個人宅	新水	個人宅	新水
江道猿倉地区		個人宅	江道	個人宅	猿倉
		個人宅	津池	個人宅	津池
魚之田川地区		個人宅	魚之田川	個人宅	魚之田川
鎧島地区		吉田地区公民館	北鎧坂第3	個人宅	南鎧坂
名ヶ山地区		個人宅	名ヶ山	個人宅	中平
轟木地区		個人宅	轟木	個人宅	轟木
六箇地区		中村集落センター	中村	個人宅	田麦

簡易水道地区		基準検査地点		毎日検査地点	
真田地区		ふるさと会館	鉢第1	個人宅	鉢第2
東下組地区		塩野集会所	塩野	個人宅	澁野
		仙之山ふれあいセンター	仙之山	個人宅	二子
八箇地区		八箇集落開発センター	落之水	個人宅	落之水
		個人宅	長里		
水沢南部地区		市之沢中在家集会所	中在家	個人宅	中在家
		個人宅	大石		
中里中央地区	山崎配水系	のげの車庫	田沢本村	個人宅	上山
	如来寺配水系	個人宅	如来寺		
	低区配水系	個人宅	通り山		
	高区配水系	個人宅	白羽毛	個人宅	白羽毛
	程島配水系	程島構造改善センター	程島		
	角間配水系	個人宅	小出	個人宅	小出
	東田尻配水系	東田尻集落開発センター	東田尻	個人宅	西田尻
	西方配水系	個人宅	西方		
市之越地区		個人宅	市之越	個人宅	市之越
貝野地区		個人宅	新屋敷	個人宅	新屋敷
倉俣・芋川地区		事業所	芋川	個人宅	倉俣
清田山地区		個人宅	清田山	個人宅	清田山
重地地区		重地構造改善センター	重地	個人宅	重地
松代地区	松代配水系	十日町市役所松代庁舎	松代	室野浄水場	室野
	峰方配水系	会沢集落開発センター	会沢	個人宅	清水
海老地区		海老集落開発センター	海老	個人宅	海老
伊沢地区		事業所	芋島	孟地浄水場	孟地
湯本地区		湯本公衆トイレ	湯本	湯本配水池	湯本
松之山地区	松之山配水系	十日町市役所松之山庁舎	松之山	個人宅	松之山
	川手配水系	個人宅	上川手	個人宅	上川手
	湯山配水系	店舗	湯山	個人宅	湯山
松里地区		個人宅	天水越	個人宅	天水越
湯之島地区		個人宅	浦田（曾根）	個人宅	浦田（曾根）
浦田第一地区		黒倉交流センター	黒倉	浦田第一配水池	浦田（曾根）
西浦田地区		事業所	浦田	個人宅	浦田

小規模水道地区		基準検査地点		毎日検査地点	
上田原地区		個人宅	上田原	個人宅	上田原
倉下地区		個人宅	倉下		
滝沢地区		片桐山多目的集会施設	片桐山	個人宅	片桐山

飲料水供給施設地区		基準検査地点		毎日検査地点	
池之畑地区		池之畑集落開発センター	池之畑	個人宅	池之畑
上鰯池地区		上鰯池集落センター	上鰯池	個人宅	上鰯池
田麦立地区		個人宅	田麦立	個人宅	田麦立

7. 臨時水質検査

水源等で次のような水質の変化が認められ、水質基準値を超越する恐れがある場合、直ちに水源からの取水を停止し、臨時水質検査を実施します。

- (1) 原因不明の色及び濁りが生じるなど水質が著しく悪化したとき
- (2) 臭気及び味に著しい変化が生じたとき
- (3) 油流出等の水質事故により、水道水質に著しい影響を与える恐れが生じたとき

なお臨時水質検査は水質異常が発生したとき直ちに実施し、水質異常が収束し、末端給水栓の安全性が認められるまで実施します。

8. 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画は毎年度策定し、水質検査計画に基づき水質検査を行い、その結果は十日町市ホームページ（水質検査結果）に掲載し公表します。

9. 関係機関との連携

水道水に関する水質事故が発生した場合は、国、県及び流域市町村で組織する信濃川水質汚濁対策連絡協議会や水道事業体で組織する信濃川・阿賀野川両水系水質協議会の連絡体制を活用し、関係機関と連携を図りながら、迅速かつ適切な対応をします。